## 商品概要説明書

(令和7年1月1日現在)

商品名	成年後見支援貯金無利息型<決済用>
ご利用いただける方	○個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。
期間	○期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	○当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、預入できます。
(2)預入金額	○1円以上
(3)預入単位	○1円単位
払戻方法	〇半14の日应問乳店(記)空日でのひ、七戸しでもます
(1)払戻方法	○当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。 ○家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
(2) 払戻金額	○家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。   ○家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(3) その他	○公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できま
	せん。
利息	○無利息となります。
手数料	○定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当JA所定の手
	数料(取扱手数料および振込手数料)がかかります。
付加できる特約事項	〇定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」
	の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。
	※生活費等毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・ 振替するもの。
	○貯金保険制度により全額保護されます。
(公的制度)	
	○苦情処理措置
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J
	A本支所または信用部信用課(電話:086-225-9835)にお申し出ください。当
	JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対
	応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けて
	おります。   ○紛争解決措置
	○
	す。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバ
	ンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	○1人1口座とします。
	○キャッシュカードは発行いたしません。
	○ATM(現金自動貯払機)を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する
	ATMを利用した入金と記帳のみ可能です。
	○当JAの口座開設店(所)窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ○通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月8日
	○
	これに、これに、これの人間は、これの人に限りの別様を目前してに限させていただきます。
	C. 1515 6 7 0